

■議案第102号 町道路線の認定について

【要旨】

道路法第8条2項の規定に基づき、町道路線を認定することについて、議会の議決を求めようとするものです。

〔金上野団地3号線〕

今回認定を求める路線は、金上野団地本通り線より分岐した路線で、舗装も整備され4戸の生活道として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図ろうとするものです。（認定基準第8号該当）

路線概要

整理番号	(窪川) 699	延長
路線名	金上野団地3号線	
起点地番	金上野字堂ヶ谷 1293-27	124m
終点地番	金上野字堂ヶ谷 1572-47	

【根拠法令】

四万十町町道の認定基準に関する規程（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 公共施設への連絡路であるもの
- (2) 港、駅等への連絡路であるもの
- (3) 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- (4) 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- (5) 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- (6) 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- (7) 町道間の連絡上重要であるもの
- (8) 3戸以上の住宅が接しているもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの